

○原子力規制委員会規則第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号、第四十三条の三の十四、第四十四条の二第一項第四号、第四十五条第三項第二号及び第四十六条の二の二の規定に基づき、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月一日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号） 別表

第一

二 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力

規制委員会規則第五号) 別表第二

三 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号) 別表第三

四 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第九号) 別表第四

五 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号) 別表第五

六 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号) 別表第六

七 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号) 別表第七

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し

た部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）については、平成三十二年五月一日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第四十三条の三の十五の検査を終了した日又は平成三十二年五月一日以後に発電用原子炉（法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。）の運転を開始する日の前日のいずれか早い日までの間（以下この項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるもの

については、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる許可、認可及び検査

イ 法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（この規則による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第二十六条第三項及び第三十四条第二項又はこの規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第二十六条第三項及び第三十四条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ 法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（この規則による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十八条第五項及び第四十六条第二項又はこの規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十七条第五項及び第四十五条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ハ 法第四十三条の三の十一第一項の検査（ロの認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）

二 前号ハの検査に合格した発電用原子炉施設

2 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設（法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）については、平成三十二年五月一日以後最初に当該再処理施設に係る法第四十六条の二の三第一項の検査を終了した日又は平成三十二年五月一日以後に再処理（法第二条第十項に規定する再処理をいう。）の事業を開始する日の前日のいずれか早い日までの間（以下この項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる許可、認可及び検査

イ 法第四十四条の四第一項の規定による変更の許可（この規則による改正後の再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第二十条第三項及び第二十六条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ 法第四十五条第一項の規定による認可（この規則による改正後の再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十五条第五項及び第二十条第二項に適合するために必要な事項に係るもの

に限る。)

ハ 法第四十六条第一項の検査（ロの認可を受けた設計及び方法に従って行われる工事に係るものに限る。）

二 前号ハの検査に合格した再処理施設

別表第一 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(制御室等)</p> <p>第十五条 「略」</p> <p>2～4 「略」</p> <p>5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を施設しなければならない。</p>	<p>(制御室等)</p> <p>第十五条 「略」</p> <p>2～4 「略」</p> <p>5 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆</p>

一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置

二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し

発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備を施設しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備

(緊急時対策所)

第二十条 「略」

2|| 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を施設しなければならない。

(緊急時対策所)

第二十条 「略」

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第二 実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応</p>	<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一</p>

じ、当該各号に定める設備を設けなければならぬ。
い。

一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの

発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置

二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入り

定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

するための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備

(緊急時対策所)

第三十四条 「略」

2|| 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において

(緊急時対策所)

第三十四条 「略」

「項を加える。」

<p>自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
--	---------------------------

別表第三 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第三十八条 「略」</p> <p>2～4 「略」</p> <p>5 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に</p>	<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第三十八条 「略」</p> <p>2～4 「略」</p> <p>5 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は</p>

じ、当該各号に定める防護措置を講じなければならぬ。

一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの

発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置の設置

二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入り

一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

するための区域 遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置

6
「略」

(緊急時対策所)

第四十六条 「略」

2|| 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において

6
「略」

(緊急時対策所)

第四十六条 「略」

「項を加える。」

<p>自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
--	---------------------------

別表第四 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応</p>	<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一</p>

じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。
い。

一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの

発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置

二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入り

定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

するための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備

(緊急時対策所)

第三十四条 「略」

2|| 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において

(緊急時対策所)

第三十四条 「略」

「項を加える。」

<p>自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
--	---------------------------

別表第五 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第
一条関係）

改正後	改正前
<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第三十七条 「略」</p> <p>2～4 「略」</p> <p>5 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応</p>	<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第三十七条 「略」</p> <p>2～4 「略」</p> <p>5 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は</p>

じ、当該各号に定める防護措置を講じなければならぬ。

一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの

発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置の設置

二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入り

一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

するための区域 遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置

6
「略」

(緊急時対策所)

第四十五条 「略」

2|| 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において

6
「略」

(緊急時対策所)

第四十五条 「略」

「項を加える。」

<p>自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
--	---------------------------

別表第六 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(制御室等)</p> <p>第二十条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p>	<p>(制御室等)</p> <p>第二十条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆</p>

一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置

二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し

発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備を設けなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備

(緊急時対策所)

第二十六条 「略」

2|| 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発

生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

(緊急時対策所)

第二十六条 「略」

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第七 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(制御室等)</p> <p>第二十四条 「略」</p> <p>2～4 「略」</p> <p>5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備が設けられていなければならない。</p>	<p>(制御室等)</p> <p>第二十四条 「略」</p> <p>2～4 「略」</p> <p>5 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆</p>

一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置

二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し

発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備が設けられていなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備

(緊急時対策所)

第二十九条 「略」

2|| 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発

生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備が設けられていなければならない。

(緊急時対策所)

第二十九条 「略」

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。